

令和2年2月

お客様各位

兵庫信用金庫

未利用口座管理手数料の新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和2年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただくことと致しました。

本手数料は、あくまで令和2年4月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、日常の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の普通預金口座が対象となることはありません。

なお、普通預金口座には総合口座も含まれます。

未利用口座管理手数料の詳細は次のとおりです。

以下	～	を全て満たす普通預金口座を対象とします。
		令和2年4月1日以降に開設された普通預金口座であること。
		最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れ、および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い普通預金口座であること。
		該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
		同一支店で、他にお預かり金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がないこと。
		お借入がないこと。

（注）紛失などでご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

【未利用口座管理手数料のご案内について】

お客様の普通預金口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内をさせていただきます。（ご案内が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。）

ご案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引が無い場合に、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

【口座の自動解約について】

残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動解約させていただきます。

ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので、ご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。